

岩手県告示第152号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和6年岩手県告示第284号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和7年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市及び遠野市
- 2 実施した期間 令和6年6月1日から令和7年2月28日まで
- 3 実施した基本測量の種類 成果不整合地域における基準点改測